

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年10月12日	株式会社ミヤモト商事(法人番号1130001053462)代表者宮本将人	京都府久世郡久御山町佐山西ノ口1-10	本社	京都府久世郡久御山町佐山西ノ口1番地の10	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年8月22日に法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(4)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	0	0
令和5年10月18日	株式会社隆盛(法人番号2140001033479)代表者山田真由美	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町2丁目2番17号	本社	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町2丁目2番17号	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和5年8月17日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
令和5年10月19日	株式会社かんさいウイング(法人番号3150001005518)代表者山田幸治	奈良県奈良市大宮町1丁目133番5号	大阪	大阪府羽曳野市野17番地	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和5年10月24日	株式会社宿毛運送(法人番号6150002007551)代表者西岡利法	奈良県橿原市雲梯町903	本社	奈良県橿原市雲梯町903	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年4月19日及び同年5月8日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	5	5